

**東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から
相模原市の国民健康保険に加入された方へ
医療費の一部負担金の免除期間を延長します**

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（※1）から相模原市に転入し国民健康保険に加入された方の医療費の一部負担金の免除期間を次のとおり延長します。

○ 帰還困難区域及び上位所得層（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）から転入された国民健康保険の被保険者の一部負担金免除期間 ⇒ 令和7年2月28日まで

免除証明書について、令和6年7月末日有効期限のものについては、令和4年の基準所得額に基づき、要件を満たすか判定した上で、令和6年2月下旬に送付いたしました。令和7年2月末日有効期限のものについては、令和5年の基準所得額に基づき、要件を満たすか再判定した上で令和6年7月下旬に送付予定です。

※1 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

※2 「上位所得層」とは、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得額を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。

※3 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）の区域をいう。

1 申請手続き

必要書類： 被災証明書・被災証明書、異動届など、上記の地域等が確認できるもの
※ 書類の入手が困難な場合は、ご相談ください。

申請窓口： 市役所国保年金課、区役所区民課（中央区役所を除く）、城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター

※有効期間内の免除証明書をお持ちの方は、改めて手続きする必要はありません。

2 医療費の一部負担金の免除の受け方

申請後、要件に該当している方に、「一部負担金等免除証明書」（免除証明書）を送ります。
受診時に、保険証と有効期限が切れていない「免除証明書」を医療機関等の窓口に掲示することにより、一部負担金が免除されます。

※入院時食事療養と入院時生活療養費及び療養費（柔道整復師、あん摩・マッサージ師・指圧師、はり師、きゅう師による施術費、治療用器具等）や、保険外の治療や薬代、差額ベッド代などは対象となりません。

問い合わせ：相模原市国民健康保険コールセンター 042-707-8111

（令和6年3月1日更新）